

指定生活介護 揖斐川町福祉作業所いずみ 重要事項説明書

ご契約者様に対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
法人所在地	岐阜県関市春里町三丁目3番34号
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 大岩 寿喜子（おおいわ すきこ）
電話番号	0575-22-2377

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定生活介護 平成23年4月1日指定
指定事業所番号	2112600230
事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
事業所の名称	揖斐川町福祉作業所いずみ
管理者	柏尾 真道
サービス管理責任者	神山 渉
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪1347-1
連絡先	電話番号 0585-23-1212 FAX番号 0585-23-1156
運営方針	○利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ○地域との結び付きを重視し、市町をはじめ関係機関との連携に努める。 ○事業の実施に
開設年月日	平成2年10月1日
定員	10名

3. サービスに係る施設・設備の概要

敷地面積 1236.00㎡

建物の構造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺（床面積374.135㎡）

○主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
多目的室	1室	55.5㎡	
作業室1（就労継続支援B型用）	1室	86.97㎡	
作業室2（生活介護用）	1室	20.15㎡	
相談室	1室	17.82㎡	
訓練作業室	1室	18.22㎡	
更衣室	2室	各6㎡	男女別
浴室	1室	5㎡	
屋外作業場	1室	50.92㎡	
送迎用車両	3台		揖斐川町内送迎

4. サービス提供職員の設置状況

○職員体制

職 種	員 数	常勤換算	備 考
管理者	常勤1名	1	
サービス管理責任者	常勤1名	1	
生活支援員	常勤2名	2	
生活支援員	非常勤2名	1.9	
看護師	非常勤1名	1.1	
事務員	常勤1名	1	
医師	嘱託1名	0.01	

○勤務体制

職 種	勤務時間
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：00～16：00）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～12：00）
事務員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
医師	不定期（利用者の健康管理に必要な時間）

5. サービス提供日とサービス提供時間

- (1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後3時45分
- (2) 土曜日 午前9時から午後1時00分（提供日は事業計画に基づく）
- (3) 国民の祝日、夏期休暇（事業計画に基づく年間カレンダーに定める日）、年末年始（事業計画に基づく年間カレンダーに定める日）を除く。

6. サービスの実施地域

揖斐川町内のほか、定員の範囲内で他の市町村に住所を有する者のうち通所可能な方も対象とします。

7. サービスの内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の希望や家族の意向を踏まえて、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況等を通じて課題を明らかにした上で、適切な支援内容の把握に基づいた到達目標を設定しケース会議を経て個別支援計画を作成します。
介護	利用者の人格を尊重し、状況に応じた適切な技術をもって、食事・排泄・整容・更衣等、生活全般にわたる援助を行います。
生産活動	利用者一人ひとりの主体性を大切に、生産活動の機会を提供します。主な生産活動の内容は、せっけん製造、牛乳パック分別、バリ取りなどです。 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
余暇活動支援	地域への外出行事への参加を通じて将来地域において本人が希望する生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	月に1度体重測定日を設けて健康管理に努めます。 年に2度健康診断を行ない、健康管理に努めます。 常時は、衛生面（手洗い、うがい等）に気を配り疾病予防等に努めます。 また、緊急時必要により主治医等に責任を持って引き継ぎます。
自己管理	自分で出来る範囲のことを少しずつ広げていけるように支援します。
送迎	利用者心身の特性を踏まえ、安全に移動が出来るよう支援を行います。
地域生活移行支援	利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等について心身の特性に応じた適切な支援を行います。
情報提供	利用者が望む情報に対して情報収集やその収集方法などについて支援します。

(2) 自立支援給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	費用
食事の提供	利用者の希望に応じて、食事を提供します。	実費
生産活動 創作的活動 社会活動	生産活動、創作的活動及び社会活動にかかる費用で、材料費等、利用者に負担していただくことが適当であるものを負担していただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の希望によって、行事における材料費等、教養娯楽として必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を負担していただきます。	実費
その他	サービス提供記録等の複写代。	実費
	証明書諸書類の発行代。	実費
	社会生活上の便宜にかかる費用。	実費

8. 利用料金

（別表）をご参照ください。

9. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時及び事故発生時における対応

利用者の容態に急変が生じた場合及び事故等が生じた場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者及びその家族の指定する者（身元保証人）に対して緊急に連絡します。

当施設の協力医療機関は下記の医療機関となります

医療機関の名称	いびがわ診療所（揖斐川町福祉作業所いずみ 嘱託医）
院長名	西脇 健太郎
住 所	揖斐郡揖斐川町三輪2497番地
電 話	0585-22-2000
診療科目	内科・外科・小児科

※協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	施設所有者賠償責任保険

12. 苦情等に関する相談窓口

当事業所 苦情相談窓口	窓口担当者 サービス管理責任者：神山 渉 苦情解決責任者 管理者：柏尾 真道 ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く） 電話番号 0585-23-1212 ※担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ※苦情受付箱を設置しておきますのでご利用下さい。
第三者委員	本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者らは、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。（連絡先については、事業所に掲示してあります） 村上 忠一 TEL0575-49-3066 山岸 美代子 TEL0585-55-2138 杉山 英一 TEL0585-55-2840

行政機関受付窓口	揖斐川町役場 揖斐郡揖斐川町三輪133 TEL0585-22-2111
県の窓口を紹介	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館6F 岐阜県社会福祉協議会内 県運営適正化委員会 電話番号 058-273-1111

13. 虐待防止に関する相談窓口

当事業所虐待防止に関する 相談窓口	相談担当者 サービス管理責任者：神山 渉 ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く） 電話番号 0585-23-1212
----------------------	--

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「揖斐川町福祉作業所いずみ 危機対応マニュアル」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「揖斐川町福祉作業所いずみ 防災計画」の通り、昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知器 あり（1ヶ所） ・誘導灯 あり（4ヶ所） ・ガス漏れ報知器 あり（多目的室他2ヶ所） ・非常放送設備 なし カーテン等は不燃性のものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 : 令和6年 7月2日 防火管理者 : 管理者 柏尾 真道（平成24年2月8日修了）

15. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪	事業所営業時間内（平日8:00～17:00）の間にお願ひします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全面禁煙ですので、ご協力お願いします。
貴重品等の管理	持ち込みはご遠慮いたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願ひます。

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

付則

この重要事項説明書は 平成23年 4月1日より施行する。

平成25年 3月1日改定
平成26年 4月1日改定
平成26年 9月1日改定
平成27年 4月1日改定
平成27年 11月1日改定
平成28年 4月1日改定
平成29年 4月1日改定
平成30年 4月1日改定
令和元年 10月1日改定
令和3年 4月1日改定
令和5年 4月1日改定
令和6年 4月1日改定
令和8年 4月1日改定

指定生活介護

揖斐川町福祉作業所いずみ

重要事項説明同意書

私は、指定生活介護揖斐川町福祉作業所いずみの重要事項説明書の説明を受けて、その内容に同意いたしました。

事業所名

指定生活介護

揖斐川町福祉作業所いずみ

管理者名

管理者

柏尾

真道

印

説明者職名

サービス管理責任者

神山

渉

印

令和

年

月

日

利用者

氏名

印

身元引受人

氏名

印

【別表】

利用料金

(1) 自立支援給付費対象サービスの料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【サービス利用料金】

(円/日)

平日：9：00～15：45（6時間45分） ※6時間以上7時間未満の場合【利用定員11人以上20人以下】

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料金	12,140	9,080	6,290	5,630	5,130

土曜日：9：00～13：00（4時間） ※4時間以上5時間未満の場合【利用定員 11人以上 20人以下】

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料金	7,470	5,580	3,870	3,450	3,160

※各種加算料金については、障害者総合支援法に定められた給付額とします。

(1単位：10円)

初期加算	利用者が生活介護事業の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定できる	30単位/日
送迎加算（Ⅰ）	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定	21単位/日
送迎加算（重度）	送迎対応する利用者のうち、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である場合に算定	30単位/日
欠席時対応加算	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定（月4回まで）	94単位/日
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定	所要時間が1時間未満 187単位/回
		所要時間が1時間以上 280単位/回
利用者負担上限額管理加算	事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定	150単位/月
福祉専門職配置等加算Ⅰ	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者35%以上雇用されている場合に算定	15単位/日
福祉専門職配置等加算Ⅱ	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者25%以上雇用されている場合に算定	10単位/日

ふくし、せんもんしよはいち、とう、かさん 福祉専門職配置等加算Ⅲ	せいかつしえん、いん 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上 の常勤職員が30%以上雇用されている場合に算定	たんい、にち 6単位/日
しゅうろういこう、しえん、たいせい、かさん 就労移行支援体制加算	ぜんねんど 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就 労継続しているものが1名以上いる場合、所定単位数にその 前年度実績の人数を乗じた単位数を加算	たんい、にち 18単位/日
じゅうど、しょうがいしゃ、しえん、かさん 重度障害者支援加算（Ⅱ）	せいかつしえん、いん 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区 分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修 了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 に算定	たんい、にち 360単位/日
	こべつしえん、かいし、ひ ※個別支援を開始した日から180日以内	たんい、にち 500単位/日
じゅうど、しょうがいしゃ、しえん、かさん 重度障害者支援加算（Ⅲ）	せいかつしえん、いん 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区 分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研 修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った 場合に算定	たんい、にち 180単位/日
	こべつしえん、かいし、ひ ※個別支援を開始した日から180日以内	たんい、にち 400単位/日
じんいん、はいち、たいせい、かさん 人員配置体制加算（Ⅰ）	くぶん、も 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総 数が利用者の数の合計の100分の60以上であって、常勤 換算方法により従業員の員数が利用者の数を1.7で除して得 た数以上である場合に算定	たんい、にち 263単位/日
じんいん、はいち、たいせい、かさん 人員配置体制加算（Ⅱ）	くぶん、も 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総 数が利用者の数の合計の100分の50以上であって、常勤 換算方法により従業員の員数が利用者の数を2で除して得た 数以上である場合に算定	たんい、にち 212単位/日
じんいん、はいち、たいせい、かさん 人員配置体制加算（Ⅲ）	くぶん、も 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総 数が利用者の数の合計の100分の60以上であって、常勤 換算方法により従業員の員数が利用者の数を1.8で除して 得た数以上である場合に算定	たんい、にち 136単位/日
じんいん、はいち、たいせい、かさん 人員配置体制加算（Ⅳ）	じょうきんかんさんほうほう 常勤換算方法により従業員の員数が利用者の数を2.5で除 して得た数以上である場合に算定	たんい、にち 38単位/日

ふくし かいご しゃくいんしょう かいぜんかさ 福祉・介護職員処遇改善加 算（Ⅰ）	こうせい ろうどう だいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た事業所に対して算定	しよてい たんい すう 所定単位数に 8. 1%を乗じ た単位数で算定
ふくし かいご しゃくいんしょう かいぜんかさ 福祉・介護職員処遇改善加 算（Ⅱ）	こうせい ろうどう だいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た事業所に対して算定	しよてい たんい すう 所定単位数に 8. 0%を乗じ た単位数で算定
ふくし かいご しゃくいんしょう かいぜんかさ 福祉・介護職員処遇改善加 算（Ⅲ）	こうせい ろうどう だいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゆうしん じゆうぎよら ちんぎん かいぜんとう じし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ また しちようそん ちよう とど で じぎょう しょ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよてい たんい すう 所定単位数に 6. 7%を乗じ た単位数で算定
ふくし かいご しゃくいんしょう かいぜんかさ 福祉・介護職員処遇改善加 算（Ⅳ）	こうせい ろうどう だいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゆうしん じゆうぎよら ちんぎん かいぜんとう じし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ また しちようそん ちよう とど で じぎょう しょ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよてい たんい すう 所定単位数に 5. 5%を乗じ た単位数で算定

利用者負担に関する月額上限

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサー
ビス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

く ぶん 区 分	せたい しゆうにゆうじようきよう 世帯の収入状況	げつ がく ふたん じようげんがく 月額負担上限額
せいけつ ほご 生活保護	せいけつ ほご じゆきゆう せたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしよとく 低所得	しちようそんみんぜい ひかぜい せたい ちゆう 市町村民税非課税世帯（注1）	えん 0円
いつぱん 一般 1	しちようそんみんぜいひかぜいせたい しょうく わり せたい ちゆう みまん 市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） にゆうしよしせつりようしや さいしじよう りよう しや のぞ ちゆう ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	えん 9,300円
いつぱん 一般 2	じようき いがい 上記以外	えん 37,200円

（注1） 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2） 収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 自立支援給付費対象外サービスの料金

7. サービスの内容の（2）自立支援給付費対象外サービスに従ってを徴収いたします。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

指定口座への振り込み
大垣共立銀行 揖斐支店 当座 NO. 51805
社会福祉法人大和社会福祉事業センター 理事長 大岩 寿喜子